

第10事業計画書（2024年度）

（ 2025年 12月 1日 ～ 2026年 11月 30日）

認定 NPO 法人 H A - H A - H A

1. はじめに

第10事業年度は認定 NPO 法人として認定された初めての年度となります。当期は我慢しつつ、基盤の整備を行っていく事業期になると考えています。

認定 NPO 法人であり、三重県唯一のグッドギビング認証団体として、外に出て、支援ネットワークや NPO としてのネットワーク形成を強化し、より多くの仲間を作っていく年にしたいと考えております。

そのため広報活動を強化し、また団体賛助会員の増加に向けた訪問活動を行っていきたいと考えておりますが、即効性のある活動ではありませんのでゆっくり、じっくりと団体さんとお話できる機会を設けていきます。

収支基盤については、第9期は保育所等訪問支援と相談支援の体制による収益流動性を持つ事業を除き、障がい児通所支援の児童発達支援／放課後等デイサービスは最大値に近い収益となりました。これは子 LAB の利用継続率の高さを一定程度反映していると考えております。

しかし当期は後述の事由により一定期間減収となることを見込んでおります。そのため支出予算の圧縮を行う我慢をしつつ、すでに進んでいる相談支援事業の基盤整備や体制変動があった保育所等訪問支援の体制強化を行い、これらの効果を最大化することで減収の影響を最小化していくよう努めてまいります。

2. 障がい児通所支援事業（児童発達／放課後等デイサービス／保育所等訪問支援）

先述の通り、今期は一定期間の減収が見込まれます。それは4月に就学する子どもが多く在籍していること、そしてそれらの子どもたちが放課後等デイサービスへ移行できず、子 LAB 利用からの移籍をせざるを得ない状況であることが見込まれており、その影響による空きが埋まり始める6月から7月頃までは減収となるだろうと想定しております。

その中で支援の質の維持・向上を図るため、社内研修の再開、保育所等訪問支援の体制強化を行っていきます。体制強化は増員と育成を兼ねておりますので、当期全期間を通じてゆっくりと効果を発揮していくと考えております。

当期はすでに2名の採用が見込まれております。そのため通所支援の配置を強化しつつ、すでに配置可能となっている相談支援専門員の相談支援への移籍なども検討していきます。

3. 相談支援事業所子LAB

基盤整備の一環として事務作業のスマート化を進めており、相談支援事業は HopeCare という基盤システムの稼働が計画されています。また相談支援専門員の増員も計画に盛り込み、その増員は第11期中となるよう計画を進めています。

現状として、例外的に相談支援の受け入れ先がないような医療的ケア児・難病児などの困難事例については慎重に検討の上、受け入れを行っていますが、受け入れに制限を設けているのが実情です。第9期には相談支援専門員を1名育成完了しておりますが、通所支援の職員配置の関係で稼働できておりません。

当期は通所支援の配備強化が予定されておりますので、その影響もあり第11期を目標に相談支援への増員も検討していきます。また新規採用も常時、検討しております。しかし相談支援専門員の資格取得に間に合う見込みも当期は困難であるため、それも第11期以降ということになります。

当期に導入される先述の HopeCare について、AI 活用を進めていくこととなりますので、事務作業の効率化の効果検証を行い、まずは業務時間の削減を図ります。その上で余剰となった空き時間を新規利用者の受け入れに繋げられるかを検討していきます。

また第9期に取得した主任相談支援専門員、第10期報告時点で取得が完了している高次脳機能障害支援者、これらの取得による加算の増加による前年比での増収効果を見込んでおります。

4. その他

その他の取組については変更なく進めていきます。

5. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動の種類

(i) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動

- (ii) 子どもの健全育成を図る活動
- (iii) 子どもの健全育成を図る活動
- (iv) 経済活動の活性化を図る活動
- (v) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (vi) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (vii) 障がい者の自立と共生社会（障害のある人とない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会をいう。）の実現を図る活動

(2) (1) の目的を達成するための事業

- (i) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業および障害児相談支援事業
- (ii) 発達障がいをもつ子どもや引きこもりの者等を主たる対象とする学習支援事業
- (iii) 若者の身体育成および市民の健康増進に対する支援事業
- (iv) 学習指導や事務処理作業などの円滑化を図るためのアプリケーションの開発および提供事業
- (v) 同種の支援団体に対する学習・生活支援に係るアドバイスおよび情報提供事業
- (vi) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業及び地域活動支援センター事業
- (vii) 心理検査及び心理アセスメント事業
- (viii) 各種支援に係る講演会、講習会、イベントの主催事業
- (ix) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

事業名	実施日時	従業者 の人数	受益対象者の 範囲及び人数	支出額 (千円)
・児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 および障害児相談支援事業 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、一般相談支援事業 特定相談支援事業および地域活動支援センター事業 ・心理検査および心理アセスメント事業 （子LAB及び子LAB Chapter2） ・発達障害をもつ子どもや引きこもりの若者等を主たる対象とする学習支援事業	2025年12月 ~2026年11月迄 [平日] 08:30~17:00 [土曜] 08:30~15:00	18名	[月間利用者数] 150名 [定員] 1日10名 月間延べ450名 年間延べ	79,620
・心理検査および心理アセスメント事業 （学LAB）	2025年12月 ~2026年11月迄不定期	2名	地域の子ども や障害児・者 [定員] なし	250

<p>・同種の支援団体に対する学習・生活支援 に関わるアドバイスおよび情報提供事業 (講演・講習会事業)</p> <p>・各種支援に係る講演会、講習会、イベントの開催事業 (体験・イベント事業)</p>	<p>2025年12月 ~2026年11月迄不定期</p>	<p>1名</p>	<p>地域の子ども やその保護者 [定員] なし</p> <p>福祉・医療・介護・ 心理等の専門家及び 障害当事者の保護者など</p>	<p>300</p>
--	--	-----------	--	------------